

■特定健康診査実施医療機関

医療機関名	電話番号
いづみクリニック	555-8018
小崎クリニック	554-0188
小作駅前クリニック	578-0161
栄町診療所	555-8233
神明台クリニック	554-7370
西多摩病院	554-0838
羽村三慶病院	570-1130
羽村整形外科リウマチ科クリニック	570-1170
羽村相互診療所	554-5420
羽村ひまわりクリニック	555-1103
双葉クリニック	570-1588
前田外科クリニック	578-8875
松田医院	554-0358
松原内科医院	554-2427
柳田医院	555-1800
山川医院	554-3111
山口内科クリニック	570-7661
横田クリニック	554-8580
わかくさ医院	579-0311

■眼底検査実施医療機関

真鍋クリニック（*）	554-6511
真愛眼科医院（*）	554-7019

(50音順)

74歳以下の方で、特定健診の結果、腹囲やBMI（身長と体重から算出される数値）が基準値以上であり、かつ血圧や脂質、血糖の検査数値のいずれかが基準値以上となつた方を対象にいます。

保健師や管理栄養士などが生活习惯病を予防するための改善策について個別に支援していきます。対象となつた方には、市から特定保健指導の案内を送付します。

○平成30年度から重症化予防事業が始めます

保健師や管理栄養士などが生活习惯病を予防するための改善策について個別に支援していきます。対象となつた方には、市から特定保健指導の案内を送付します。

74歳以下の方で、特定健診の結果、腹囲やBMI（身長と体重から算出される数値）が基準値以上であり、かつ血圧や脂質、血糖の検査数値のいずれかが基準値以上となつた方を対象に行います。

◆特定保健指導



国民健康保険と後期高齢者医療制度に加入している方は、左表の医療機関で特定健診を受けてください。
※特定健診受診時に、眼底検査が必要と診断された場合、左表の（*）の医療機関で眼底検査を受けることができます。

◆ヘルスアップ健康診査

健康状態をより正しく把握するため、6項目の検査を追加したヘルスアップ健康診査を受けることができます。
※この事業は、防衛省の基地再編交付金の一部を活用して行っています。

◆実施医療機関

国民健康保険と後期高齢者医療制度に加入している方は、左表の医療機関で特定健診を受けてください。
※特定健診受診時に、眼底検査が必要と診断された場合、左表の（*）の医療機関で眼底検査を受けることができます。

“健診でわかる”あなたの体のこんなこと！

自覚症状がなくても、健診結果の値が異常値の場合は、必ず医師に相談しましょう。また、基準値内であっても以前の健診結果と比較して異常値に近づいていないかを確認しましょう。健診結果や生活習慣についての相談は、保健センターで行っている「健康なんでも相談」（今月の相談は26ページをご覧ください）を利用してください。

■特定健康診査の主な健診項目

健診項目		健診結果からわかること
身体測定	BMI【体重÷身長÷身長】	肥満・低体重の度合い
	腹囲	内臓脂肪の量
血液検査	血圧	血圧による血管への負荷の指標
	中性脂肪	血液中の脂質量
尿検査	HDLコレステロール	動脈硬化の危険性を示す指標
	LDLコレステロール	
	AST(GOT) ALT(GPT) γ-GT(γ-GTP)	肝臓などの臓器の障害を示す指標。γ-GTは、特にアルコールによる肝臓の障害を示す。
血液検査	尿糖	血液中や尿中の糖の量
尿検査	空腹時血糖	ヘモグロビンA1cは血糖の1~2か月の平均値を示す指標
	ヘモグロビンA1c	
血液検査	血色素量(ヘモグロビン)	貧血の指標
	ヘマトクリット値	
	赤血球数	
尿検査	尿たんぱく	腎機能の指標
血液検査	血清クレアチニン	eGFRは血清クレアチニン値と年齢・性別から腎機能を推計する
	eGFR	
血液検査	尿酸	痛風発作の危険性を示す指標

生活習慣病予防は

特定健診

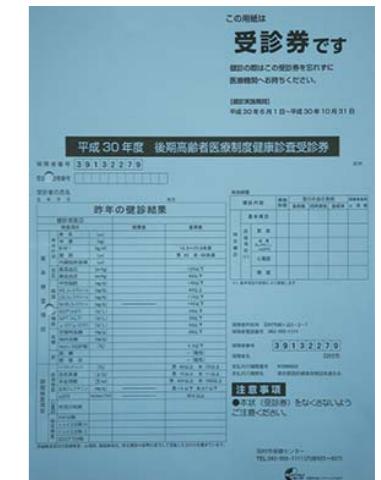
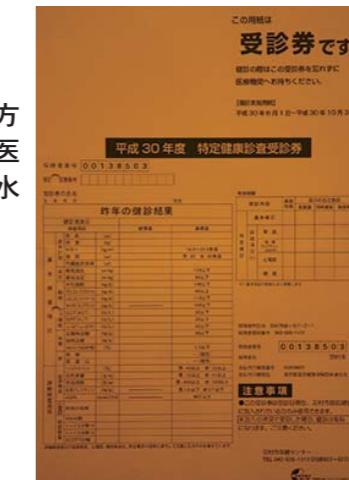
から

生活習慣病はほとんど自覚症状がありません。特定健診の目的は、症状なく進行する生活習慣病を検査値の変化から早期に発見し予防することです。必ず、毎年1回健康診査を受けて、生活習慣改善のきっかけにしましょう。

問合せ 保健センター 622~627

【今年度の受診券について】

国民健康保険に加入している方には「オレンジ色」、後期高齢者医療制度に加入している方には「水色」の受診券を送付しています。



▲国民健康保険に加入している方「オレンジ色」

▲後期高齢者医療制度に加入している方「水色」

市内在住で次の条件のどちらかに該当する方

○国民健康保険に加入している40~74歳の方（平成30年度中に40歳になる方を含む）

○後期高齢者医療制度に加入している方

受診方法

5月下旬に、対象の方に特定健康診査受診券を送付しました。

実施期間内に、次ページの「特定健診実施医療機関」で受診してください。

特定健康診査（特定健診）は、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した、生活習慣病を予防するためのもので、国民健康保険や健康保険組合などの医療保険者が行います。

メタボリックシンドロームとは、腹部の内臓周りに脂肪がたまり過ぎた状態に加えて、高血糖・高血圧・脂質異常のうち2つ以上が重なった状態のことといいます。こうした状態が続くと動脈硬化が進み、将来的に心筋こうそくや脳こうそくが起こりやすくなりますが。

健診項目は、次ページの「健診でわかる“あなたの体のこんなこと！”」と動脈硬化が進み、将来的に心筋こうそくや脳こうそくが起こりやすくなります。

